入札公告

下記市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、瑞穂市契約規則（平成１５年瑞穂市規則第４６号）第２条及び瑞穂市普通財産売却処分事務要綱（平成２９年瑞穂市告示第５１号）第６条の規定により公告する。

令和６年３月１日

瑞穂市長　森　　和　　之

記

１．一般競争入札に付する売払物件

＜土地＞

【物件４】

所在地：穂積字領下分２１８番１６

地　目：宅地

地　積：２０７．００㎡（公簿：２０７．００㎡）

２．参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次に掲げる者は、入札に参加することができない。また、代理人としても参加できない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項に該当する者

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第６号に該当する者

（３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

（４）市区町村民税の滞納がある者

（５）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３に規定された公有財産に関する事務に従事する市職員

（６）施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から３年以内の者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

３．一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書の配付及び契約条項を示す場所

瑞穂市別府１２８８番地

瑞穂市役所　３階　財務情報課

４．入札参加申込書の受付

受付期間：令和６年３月１日～令和６年４月３日

（閉庁日を除く）

受付時間：午前８時３０分～午後５時

受付場所：瑞穂市役所　３階　財務情報課

入札参加希望者は、次の書類を提出すること。

（１）市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書

（２）住民票の写し（法人の場合は全部事項証明書）

（３）本籍地の市区町村が発行する身分証明書（個人の場合のみ）

（４）市区町村民税の完納証明書又は納税証明書

（５）土地利用計画書

（６）誓約書

（７）委任状（代理人が入札に参加する場合）

５．予定価格（最低入札価格）

６，４９９，０００円

６．現場説明の日時及び場所

現場説明会は行わない。

７．入札及び開札の日時及び場所

入札日：令和６年４月２５日

入札　午前９時３０分～正午

（入札時間は入札参加者証にて通知します）

場　所：瑞穂市役所　３階　第３会議室

８．入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札に参加する資格を有しない者が参加した入札

（２）委任状を持参しない代理人がした入札

（３）所定の入札保証金を提供しない者がした入札

（４）記名を欠く入札

（５）金額を訂正した入札

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（７）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

（８）その他入札に関する条件に違反した入札

９．入札保証金

入札者は、入札の際、入札保証金として予定価格の１００分の５に相当する額を令和６年４月１９日までに納付する。

落札者以外の入札保証金は、入札保証金還付請求書に基づき本人に返還する。

落札者に係る入札保証金は、売買代金の一部に充てることができる。

10．落札者の決定方法

入札価格が市の予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札

者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

11. 契約書の作成

市有財産売払決定通知書を受けた日から速やかに、市と売買契約を締結する。

12. 契約保証金

買受人は、売買代金の１００分の１０に相当する額の契約保証金を契約締結の日までに納付する。その際、既納の入札保証金を充当することができる。

13. 代金の納入及び所有権の移転

買受人は、契約書に定める期限までに売買代金を支払う。

所有権移転登記は、売買代金完納後に市が行うが、登録免許税その他契約に係る経費は買受人の負担とする。

ただし、買受人が期日までに売買代金を完納しない等契約条項を履行しないときは、契約を解除する。

契約を解除されたとき、買受人は売買代金の１００分の１０に相当する額の違約金を支払う。

14. その他

買受人は、所有権移転登記前に、当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。